

トピック2 「A V出演被害防止・救済法」が施行されました（施行日：令和4年6月23日）

A V出演被害の防止を図り、被害者の救済に資するため、「A V出演被害防止・救済法」が、令和4年6月15日に成立し、6月22日公布、6月23日に施行されました。この法律では、性別・年齢を問わず、出演契約を無力化するルールなどが設けられました。



野田大臣メッセージ動画

法律のポイント

- 契約締結時には、契約書等を交付し、契約内容について説明する義務があります。
- 契約してから1か月は撮影してはいけないこと、撮影時には出演者の安全を確保すること、撮影や嫌な行為は断ることができること、公表前に事前に撮影された映像を確認できること、すべての撮影終了後から4か月は公表してはいけないことを義務付けています。
- 撮影時に同意していても、公表から1年間（法の施行後2年間は「2年間」）は、性別・年齢を問わず、無条件に契約を解除できます。
- 契約がないのに公表されている場合や、契約の取消・解除をした場合は、差止請求として販売や配信の停止などを請求することができます。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行います。

ワンストップ支援センターでは、契約の取消・解除や差止請求のやり方などについても相談できます。もし被害に遭っているなら、一人で悩まず相談してください。「#8891（はやくワンストップ）」に電話をかけると、お近くのワンストップ支援センターにつながります。

詳細はこちら↓

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

野田大臣メッセージ動画↓

<https://www.youtube.com/watch?v=10AqGVmtQhQ>